

令和8年度 第1回花巻市文化財保護審議会 会議録

1 開催日時

令和8年6月23日(火) 午後2時30分～午後3時30分

2 開催場所

石鳥谷総合支所3階 大会議室

3 出席者

(1) 委員 9名

木村清且委員、中村良幸委員、中嶋奈津子委員、大原皓二委員、竹原明秀委員、
梅原無石委員、大石雅之委員、時田里志委員、小原睦委員

(2) 事務局 7名

佐藤勝教育長

(文化財課) 佐藤恒課長、佐藤幸泰課長補佐、阿部敏行課長補佐、橋本征也係長、
小林禎子係長、里舘いづみ主査

(3) その他

傍聴者 なし

報道関係者 なし

4 議題

(1) 会長及び副会長の選任について(協議)

(2) 花巻市指定天然記念物「金毘羅さんの赤松」の指定を解除することについて(諮問)

(3) 花巻市指定天然記念物「内室堤のイワテヤマナシ」の指定を解除することについて(諮問)

(4) 花巻市指定史跡「丹内山神社付属建物及び境内」四ノ鳥居修理届について(報告)

(5) 大迫あんどんまつりの岩手県指定文化財の指定について(報告)

(6) 令和8年度花巻市文化財関係事業計画について(報告)

5 議事録

(1) 開会（進行：佐藤課長）

〔審議会成立報告（委員 10 名中 9 名出席・1 名欠席）〕

（佐藤課長）

時間ですので始めさせていただきます。私、文化財課長の佐藤といいます。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、本日、皆様の机の上に委嘱状を置かせていただいております。委員の皆様様の任期につきましては、令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 2 年間となります。

委員の皆様と教育委員会事務局の紹介につきましては、本日お配りしております資料の 2 ページ目に名簿がありますので、そちらでご覧いただきたいと思います。

また、ここで皆様の一つお願いがございます。皆様も既にご承知と思いますが、現在、倉沢人形歌舞伎調査を進めておりまして、この後 4 時から委員と打ち合わせを控えております。大変申し訳ございませんが、本会議が円滑に進行いたしますようご協力いただきますと幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

本会議は、委員 10 名中 9 名の方の出席をいただいておりますことから、花巻市文化財保護審議会条例第 4 条第 2 項の規定により、会議が成立いたしますことを報告いたします。

それでは、ただいまより令和 8 年度第 1 回花巻市文化財保護審議会を開会いたします。初めに、花巻市教育委員会教育長 佐藤 勝よりご挨拶申し上げます。

(2) 挨拶

（佐藤教育長）

本日は大変お忙しい中ご出席をいただきありがとうございます。また、この度も保護審議会委員をご承諾いただき、お礼を申し上げます。

先ほど課長の方からご紹介がありましたが、文化財課長、課長補佐がこの度の人事異動で交代しております。いろいろ不慣れな点もあるかと思いますが、ぜひご指導をお願いしたいと思います。

今年の文化財関係の動きを見ておりますと、今年 4 月に「大迫あんどんまつり」が県の無形民俗文化財に新たに指定していただきました。これまで継承してくださったあんどんまつり実行委

員会の方々には、大変な大きな励ましということで、より一層今後の保存継承に励んでいただきたいと思います。

今年は、早池峰神楽、岳・大償の2つの神楽が昭和51年に国の重要無形民俗文化財の指定を受けて今年で50年目ということで、これを記念する全国的なイベントが現在企画されております。詳細についてはこれからの発表になるかと思いますが、10月下旬に大きなイベントを開催することで準備を進めておりますので、委員の皆様もご協力よろしくお願いいたします。

また、本日は改選期ということで、新たに会長、副会長の選任をお願いいたしますほか、協議事項として、松枯れで危惧しておりました東和町内の「金毘羅さんの赤松」、それから過日の予想もできないような強風で倒木した轟木地区の「内室堤のイワテヤマナシ」の指定解除などのほか、今年度の文化財関係事業計画についてもご報告いたします。ぜひ、委員の皆様からご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

文化的な価値を保護すること、これはもちろん大事にしていかなければなりません、一方で、少子高齢化あるいは様々な社会の変化に対応して様々な課題も生じてきているところでございます。ぜひ、そういった点についても委員の皆様からご指導ご助言をいただき、文化財の保存継承に努めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

大変申し訳ありませんが、今日、実はもう一つ会議と重なってしまいまして、途中で中座いたしますことをお許しいただければと思いますし、忌憚のないご意見をいただいてご指導をよろしくお願いいたします。

(3) 協議

(佐藤課長)

それでは議事に入らせていただきます。議題(1)会長および副会長の選任についてですが、条例第3条第1項の規定により、委員の互選により定めることとなっております。任期につきましては、委員の任期と同じく令和10年3月31日までとなります。

まずは会長の選任になりますが、どなたか立候補される方、もしくは推薦される方はいらっしゃいませんか。

(立候補、推薦なし)

いらっしゃらなければ事務局案をお話してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは事務局案ですけれども、事務局といたしましては引き続き大原皓二委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしの声をいただきましたので、会長につきましては引き続き大原皓二委員にお願いしたいと思います。

次に副会長の選任を行いたいと思いますが、どなたか立候補される方もしくは推薦される方はいらっしゃいませんか。

(立候補、推薦なし)

こちらも事務局案の方をお話ししてもよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは事務局といたしましては、副会長につきましても引き続き木村清且委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしの声をいただきましたので、副会長につきましても引き続き木村清且委員にお願いしたいと思います。

それでは、ここで大原皓二会長にご挨拶をいただきたいと思います。

(大原会長)

ただいまご選任いただきました。この高い場から誠に恐縮ですが、せっかくご選任をいただきましたので、何とかこの任期2年間は務めさせていただきます

何かとご不便あるいはご迷惑をおかけしないように、何とか進めてまいりたいと思っておりますので今後ともよろしくお願い申し上げます。

(佐藤課長)

では次に、木村清且副会長にご挨拶をお願いしたいと思います。

(木村副会長)

また副会長ということでご指名をいただきました。2年間ということでいろいろ頑張りたいと思います。

私の町内の神社の運営についてですが、30mを超える杉の木の林がある唯一の地域なのですが、この間、風が吹いたときに20mを超える御神木が倒れました。ただ幸いに境内に倒れたので問題はなかったのですが、周辺に民家が非常に密集しております。

その辺のところ、私も7年間氏子総代長をやっているのですが、どのように継承したらいいかということで町内の自治会に諮りまして、様々検討しているところでございます。ただ、自分た

ち氏子の関わりと地域がどう関わっていいかわからない状態です。もう少し小舟渡あるいはその地区につきまして、いろんな先生方からご講演いただきまして、こういうことから大事な場所なのだというようなことを広く地域活動の中で伝えていきたいと考えております。

地域のPTAとその子供たちも、月に1回、朝6時から起きまして草刈りとか落ち葉拾いをしているので、そういう中で話はしておりますが、年々生徒さんが少なくなりますし、地域の方も昔のことを知っているお年寄りがずいぶん亡くなってしまい、それを大事にする活動をこういった文化財関係から進めていければなと思った所がございますので、どうか皆様一つよろしく願いいたします。

(佐藤課長)

大原会長、木村副会長ありがとうございました。

では、以降の議題につきましては、条例第3条第2項の規定によりまして、議長を大原会長にお願いしたいと思います。

(大原会長)

それでは、本日の議題5件のうち、2件の諮問、3件のご報告となつてございます。

早速、議題(2)花巻市指定天然記念物「金毘羅さんの赤松」の指定を解除することについてをお諮りいたします。事務局よりご説明ください。

(佐藤課長)

資料の3ページになります。議題(2)花巻市指定天然記念物「金毘羅さんの赤松」の指定を解除することについてをご説明いたします。指定を解除する文化財は市指定天然記念物「金毘羅さんの赤松」でございます。所在地は花巻市東和町土沢です。

経緯ですが、当該物件は令和7年夏ごろから急速に枯れ始めまして、9月には県の担当者も交えて現地確認を行い、マツクイムシの影響か判断するため、今春まで経過観察となったところです。その後、令和8年4月の現地確認において枯死を確認し、文化財としての価値が失われていることが認められました。また、県からもマツクイムシによるみなし被害とされ、伐採処理を行う必要があることから指定を解除するものでございます。説明は以上になります。

(大原会長)

通り道で、しかも300年を超える立派な姿をとどめておりましたが、あっという間に赤くなってきたなと気になっておりました。このことについて、現地視察をしてくださった植物ご担当の小原委員からも補足のご説明をお願いいたします。

(小原委員)

報告を受けまして令和7年9月18日に現地の確認を行いに行きました。現状としてはほぼ全体というか枝先に一部、青い部分があったのですが、ほぼ枯れた茶色になったような状態でした。お寺の方の話では7月、8月頃より急に枯れ始めたということを伺いました。

あと、松くい虫の対策で薬を注入する樹幹注入という方法があるのですが、そういうものは行っていなかったと伺いました。おそらく松の材線虫病ではないかなと思いました。松の材線虫であれば回復は望めないことと、後に係る伐採の費用ともありますので、まず3月頃まで経過を見ようということになりました。経過を見ながら何回か行って見たのですが、ほぼ年内にはもう枯れたなという状態を確認していました。

令和6年に見たときは、結構樹勢も良くて問題ないと思っていたのですが、今思えば、やはり可能であれば樹幹注入とか消毒の要望みたいなものをお願いできれば良かったのかなとは思いました。以上です。

〔質疑〕

(大原会長)

委員の皆さんから、以上の説明を含めて何かご質疑ありますか。竹原先生、どうぞ。

(竹原委員)

解除がどうのこうのではなくて資料のことなのですが、議案の資料は経緯などが割と詳しく書かれています。それに対して資料No.1の方は資料No.1-3のところに書いてある指定解除理由等は簡単なのですが、委員会が終わった後、どちらの資料が残るのですか。何が言いたいかということ、資料No.1-3のところでは、県の担当者という表現が書かれているのですが、それは誰なのか。誰が判断したのかが非常に重要かと思います。

経緯など詳しく書かれているのが残るのであれば、花巻農林振興センターという名前が出てくるのでわかるのですが、こういう資料はどちらが残っていくものなのでしょうか。

(佐藤課長)

お配りしている資料はどちらも一緒に綴り保存するのですが、メインとなるのは議題2と書かれた方が議案という形になりますのでこちらがメインで、資料No.1-1から1-4はあくまでも議題についての資料という形で一緒に綴られることになります。

(竹原委員)

わかりました。誰が（枯れたと）判断したのかを明確にしたい。令和8年4月13日農林振興

センターへ報告ということが書かれていますが、結局、松くい虫によるみなし被害であるということを確認したのはセンターが確認したのか、小原委員がされたのかははっきりしないですね。

要するに、文化財としての価値があるかないか。価値がなくなったら解除なのですが、枯れたからといっても文化財の価値はあるかもしれないですね。普通は木が枯れれば価値がなくなるのでしょけれども、中途半端な状態で価値がなくなった、なくならないと誰が判断したのかというのを明確にしておかないといけないかなと思っております。枯れた段階で価値がないということが4月13日の段階で判断されたということによろしいのでしょうか。

(里舘主査)

4月13日の段階で県の担当者に報告したのは私なのですが、そのときの担当者の話では、花巻市は松くい虫の被害のまん延地域に当たっているということでした。

松全体が枯死した場合には、松くい虫の被害によるものとみなすと県の方では定めているようでした。(被害の拡大を防ぐためにも)松くい虫の被害木は必ず伐採しなければならないとのことですので、文化財としての指定を解除して伐採処理をするため、今回はみなし被害として枯れて文化財の価値がなくなっているということと、必ず伐採しなければならないということで、指定解除の案件として取り上げているところです。

(竹原委員)

難しいことを言っているわけではなく、枯れて価値がなくなるとセンターの方に報告したら、枯死したのであれば伐採して処理をしなければいけませんという話を受けたということによろしいですね。だから小原委員が確認した段階で、もう価値はないという判断をしたということによろしいのですよね。

(小原委員)

県の方にも立ち会ってもらいました。9月の段階でほぼ枯れている状態だったのですが、その時に一応材片を取って、材線虫を調べてもらえないか頼んだのですが、材片を取る場所によって必ずしも出ないということでした。であれば3月まで様子を見ましょうという判断だったのですが、経過を見るうちに枯れてしまったというところでした。ですので、その状態からまた検査して材線虫を調べるというところまでは判断しかねました。

(竹原委員)

実は次の議題に掛かっていて、駄目だったら切ってしまっって価値をなくしてしまったとか順番がどうだったかというだけの話で、もう枯れているのであれば、その処理をしなければいけないという話を県から受けたということによろしいですね。だから、その前の段階で既に価値がなくなると判断されたということですね。

(大原会長)

他になければ、議題2 花巻市指定天然記念物「金毘羅さんの赤松」の指定を解除することについて、指定を解除することが適当であると認め、この議題を終わらせていただきます。

(大原会長)

次に、議題3 花巻市指定天然記念物「内室堤イワテヤマナシ」の指定を解除することについてを議題といたします。事務局よりご説明をお願いいたします。

(佐藤課長)

資料の4ページになります。議題(3) 花巻市指定天然記念物「内室堤のイワテヤマナシ」の指定を解除することについてご説明いたします。資料No.2-1から2-5も併せてご覧ください。指定を解除する文化財は天然記念物(植物)「内室堤のイワテヤマナシ」でございます。指定年月日は平成17年12月27日、所在地は花巻市轟木です。

経緯ですが、当該物件は平成17年に文化財指定された時点で既に樹勢が衰え始めており、保護が必要とされておりました。令和7年7月には、樹勢の回復及び病虫害駆除のためバイオ活性剤の投入と殺虫剤の散布を行いましたが、令和8年5月、強風で根元から木が折れ、このまま放置すると危険かつ周辺環境に影響を及ぼす可能性があったため、やむを得ず木を切断したものです。これにより、文化財の存在が失われておりますことから、指定を解除するものでございます。説明は以上です。

(大原会長)

この件に関しても小原委員、補足説明をお願いできますか。

(小原委員)

令和8年6月1日に現地確認を行いました。5月29日に北向きの強風で根から折れた状態で南側に倒れておりました。確認に行った時には既に玉切りというか細かく切られていました。

ただ、現状から見てもこの木を起こしてどうこうなるとか復旧できるような状況ではないなというのを確認いたしました。倒れた方向の近くにはビニールハウスなどがあったのですが、それはとりあえず無事で、防風ネットが破れる形の被害になっていたことを一応報告いたします。

[質疑]

(大原会長)

イワテヤマナシにつきましては私事ですが、仕事を退職した後、もう14、15年前になるかと思いますが、花巻市の文化財課がご案内くださった花巻市内の銘木巡りというバス旅行に参加さ

せていただいて、そこで見させていただいき、大きな立派な梨の木だなと思って感心して見た記憶がございます。

さて、ただいまの説明について、何か皆様の方から質疑ございますか。

(竹原委員)

先ほど木村委員からも大木の扱いという話があったように、今後こういう巨木などが倒れるとか枝落ちとかが相当発生するかと思います。そのときに天然記念物としての価値という言葉がどこまでのことを言うのかという非常に難しい判断を迫られます。

今回は根元から倒れたということが非常に重要で、枝だけ落ちた場合はどうかとか、それが自宅の屋根を壊したのかとか、様々な状況の中でやむを得ず伐採等を行うことが多々あるかと思います。それをどう判断するかというルール作りをしなければいけないとはつくづく思っています。

今回5月29日の風で倒れて5月末に伐採したということが書いてあり、6月1日に小原委員が確認した。その3日間の短期間に教育委員会の方に連絡が来たかと思うのですが、その時どのような対応をされたかとか。今後起こった場合にどのように対応していくのかという大まかな方針なり何かがあるといいのかなと思っています。

根元から倒れた場合にはやむを得ずこのように解除することは妥当な線だと思うのですが、枝が落ちた場合はどうなのかとか、実際に太い枝が落ちたので解除したいみたいな事例があり、それだけで本当に価値がなくなったかどうかという判断がない場合もあるため、少なくとも教育委員会の担当の方とともに、この審議会としても方針があれば今後いいのかなとは思っているのですが、今回はどのように対応されたのでしょうか。

(里舘主査)

今回の件に関しましては、6月1日に現地で滅失していることを確認したのですが、この6月1日に所有者の方からこちらに連絡がありまして、強風で根元から折れたので邪魔にならない程度に切っていると伺いました。連絡を受けた当日、すぐ向かったのですが、行ったときには全部丸太の状態になっていましたので、切ってから連絡が来たということだと思います。

(竹原委員)

多分そうかなとは思っていたのですが、本当は所有者の問題かとは思いますが、その辺をきちんとしておかないと、例えば神社仏閣の建物等に関しては被害があったら届けを提出して対応という格好になると思うのですが、樹木に関しては、そういうような話はあまり聞かないですね。

樹木の場合、文化財としての価値づけが根元から倒れてしまえば死んでしまって、その物の価値は判断できるかと思うのですが、例えばテレビで聞いた鎌倉のイチョウの木は、いくら太い幹

が倒れたとしても根元が残っていれば、ひこばえ（樹木の切り株や根元から生えてくる若芽や若枝）をそのまま生かして文化財の継承をするということがあり得ます。だから判断は所有者がするのか教育委員会がするのかという微妙な線があるかと思います。

だからその辺のルール作りではないですけど、できれば担当される方が判断を早めに行ってもらうとか、所有者に関してはこういうことがあった場合にはすぐさま連絡をいただいて対応を考えましょうというようなことで共通の認識を持っていただくと非常に助かるかと思います。

（大原会長）

小原委員どうぞ。

（小原委員）

あちこち、いろいろ見て回っているのですが、実際、非常に危険な状態で立っている木が多々あることを報告します。

（竹原委員）

いろいろ聞いてはいるのですが、文化財ですのでどうするかです。もし古木というか、ある程度枯れている場合においては、もしかしたら事前に所有者から解除願いが出されることもあるかもしれません。危険だから危険木としては判断等が今後出て来た場合に、やはりそこで価値がなくなったという判断は文化財である以上は難しいのかなと思います。その辺の基準については、他のところで基準があるということは聞いていないので、その場その場で個別判断なのでしょうけれども、一応何となく規則的なものがあるといいのかなと思います。

今後、巨木等に関する枯死、倒木が今以上に発生することが懸念されていますので、その辺を考えていただくといいのかなと思います。

（佐藤課長補佐）

いろんなケースがあると思いますので、その都度、先生にご意見をいただきながら対応してきたというのが今までの流れになりますけれども、今のお話を課題として捉えたいと思います。

（大原会長）

他にございますか。なければ「内室堤のイワテヤマナシ」の指定を解除することについて質疑を終わりました、この点について指定を解除することが適当であると認めます。以上（３）は終わらせていただきます。

（大原会長）

続いて、（４）花巻市指定史跡「丹内山神社付属建物および境内」四ノ鳥居修理届について事

務局からご説明ください。

(佐藤課長補佐)

私の方からご説明いたします。花巻市指定史跡「丹内山神社付属建物及び境内」四ノ鳥居の鳥居修理届が提出となりましたので、その件についてのご報告となります。資料はNo.3-1から3-4となります。

修理する市指定文化財は、史跡の境内にある四ノ鳥居になります。指定は平成17年6月16日です。修理を行う理由につきましては、史跡内の四ノ鳥居は、およそ130年前に建築されたもので経年劣化をしておりますため危険であるため、鳥居の屋根板金包み及び葺き替え、主柱・控え柱の取替などにより修繕を行うこととなります。

修理の内容及び方法については主柱2本、控え柱4本と貫1本を新材へ交換修繕。控え柱土台の石は再利用するというのと、屋根材は新材へ交換修繕し棟を葺き替えにより修理を行う。段石につきましては原則として現状のものを利用する。石の破損が激しい場合のみ、新しい石材を使用するという修理方法となっております。実施時期につきましては令和8年8月31日までの予定となっております。報告については以上となります。

(大原会長)

ここで建造物担当の木村委員に補足説明をお願いします。

(木村委員)

過日現地に行きまして、この鳥居を見させていただきました。やはり長い時間により劣化といえますか、腐っておりました。前の部材の通りの材料にしようということで、栗材とかヒノキを使うことで工務店さんとお話をいたしました。この工務店さんは、実は丹内山神社の大鳥居の修繕もしているところでして、結果非常に良好に修理されておりましたので安心して任せることができると思っておりました。なお、修理をする前は行きましたが、現状がどうなっているのかは確認しておりません。

(大原会長)

鳥居修理に関する説明がありました。皆様の方から質疑を賜ります。

なしということでよろしいですか。

それでは(4)「丹内山神社附属建物および境内」四ノ修理届についての質疑を終わります。

鳥居修理については、報告事項ですので以上とさせていただきます。

(大原会長)

続いて、(5) 大迫あんどんまつりの岩手県指定文化財の指定について、事務局よりご説明をお願いします。

(佐藤課長補佐)

「大迫あんどんまつり」の岩手県指定文化財につきましてご説明をいたします。資料は6ページとなります。こちらは前回の文化財保護審議会で答申について報告をしておりましたけれども、今回は4月10日に岩手県指定無形民俗文化財として指定となりましたので、そのご報告となります。

令和8年2月6日に岩手県教育委員会の諮問機関である岩手県文化財保護審議会により、指定の答申があったことを受けまして、令和8年4月10日付で、岩手県教育委員会告示第2号により「大迫あんどんまつり」は岩手県指定無形民俗文化財に指定されました。5月1日には花巻市教育委員会から大迫あんどん山車保存会へ指定書・認定書を伝達したところでございます。

これによりまして、花巻市での県指定文化財の指定は32件目、うち無形民俗文化財は9件目の指定となります。この内容につきましては、資料No.4で市のホームページの方に掲載したものを添付させていただいております。報告については以上となります。

(大原会長)

このことについて皆さんの方から何かございませんか。なければ報告事項として終了させていただきます。

(大原会長)

次に、(6) 令和8年度花巻市文化財関係事業計画について、事務局よりご説明をいただきます。

(佐藤課長補佐)

議題(6) 令和8年度花巻市文化財関係の事業計画についてご説明をいたします。資料はNo.5-1です。文化財調査と指定、それから花巻市文化財保存事業費補助金までにつきましては、例年通りの事業実施となります。

市所有文化財の保存管理につきましては、昨年に市指定有形文化財となった「岳妙泉寺庫裡」の劣化が進んでおり、屋根及び床の修繕を行う改修工事の実施設計を進めております。来年度、この部分について修繕を予定しています。その他は例年通りの実施です。

次に、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財「倉沢人形歌舞伎」の調査記録につきましては、令和6年より調査委員会を立ち上げまして、調査が本格化しております。今年度につきましては2回公演の予定があり、その調査を予定しています。令和10年までの計画となっており、今年度につきましては調査報告書を本格的に進めるというような形になっております。

あと市民向けの講座の開催、文化財説明板設置・修繕、刊行物につきましても例年通りの実施となります。

民俗芸能伝承支援事業につきましては、民俗芸能公演の実施を5回予定しておりますが、今年度につきましては文化会館の改修工事があり、花巻市郷土芸能鑑賞会を、ちょうど選挙の日にはなりますが、7月26日に前倒しして実施をすることで進めています。

小中学生への民俗芸能普及の支援ですが、小中学校に民俗芸能団体を派遣しまして出前公演を行う事業を実施しております他、情報交換会も開催する予定になっております。

そして最後ですけれども、民俗芸能などの用具等の修理の各種助成について、応募の支援を行っております。こちらはもう既に実施をしているところになりますが、希望のあった6団体から用具の修理等の補助ということで、文化庁への応募の支援をしているところとなります。一般文化財につきましては以上となります。

(橋本係長)

埋蔵文化財及び施設管理につきましては、説明させていただきます。文化財保護法に基づく届出事務等につきましては、随時受け付けて、遺跡位置等の情報提供、試掘調査・工事立会等を対応する予定でございます。また、国県の補助対象の発掘調査事業及び原因者負担となります調査につきましても、年度内にその案件が生じた場合には対応する予定で進めております。

また、花巻城跡の保存活用ですが、今年度、本丸の三社跡付近を発掘調査してございますけれども、それに伴いまして、花巻城跡調査保存検討委員会の皆様方に現地指導2回、会議1回を開催しましてご指導いただく予定です。5月の中旬頃から今年度の発掘調査を始めてございます。

市内遺跡の環境整備事業につきましては、毒沢城跡、新堀城跡、岳妙泉寺、久田野Ⅱ遺跡、花巻城二ノ丸南御蔵跡といった史跡等の草刈り業務が中心ですけれども、環境整備を図っているところです。市内遺跡標柱の製作・設置につきましては、市民の皆様の設置要望等も勘案し、設置してまいります。

埋蔵文化財関連講座等の開催につきましては、来年2月上旬に開催予定ですが、埋蔵文化財講演会、花巻の遺跡を学ぶ会を予定してございます。

また、埋蔵文化財の再整理及び利活用につきましては、「遺跡のモノがたり展」にて石鳥谷地域の遺跡にスポットを当てた企画展を冬季に予定してございます。体験学習では、「組み紐ストラップ作り」及び「バックヤード見学」を開催いたします。埋蔵文化財に関しては以上でございます。

続きまして施設管理ですが、総合文化財センター収蔵資料管理では、埋蔵文化財関係、旧山岳博物館関係、早池峰の自然と信仰に関する資料等の管理のほか、関連図書の受け入れも行っています。

また、普及活動では、企画展「早池峰・花の百名山—山博コレクションで楽しむ高山植物—」を6月初めから8月末まで開催します。秋には「早池峰神楽—研究史からたどる岳神楽と大償神楽—」ということで、国の重要無形民俗文化財に指定されて50年を記念した企画展等を9月から11月まで予定してございます。そのほか体験学習等を随時受け付けております。

続きまして石鳥谷農業伝承館の施設管理につきましても、通年行っておりまして、機織り講座は、5月26日から7月9日まで全10回で実施しております。また大迫郷土文化保存伝習館は5月3日に開館しておりますが、開館に際して、早池峰岳神楽公演を開催いたしました。岳妙泉

寺庫裡と南部たばこ資料館につきましても、施設管理を通年随時行っていく予定でございます。
以上で終わります。

(阿部課長補佐)

それでは次、資料No.5-2になります。令和8年度重点教育部重点施策についてをご説明申し上げます。令和8年度の教育部文化財課の目標といたしましては、目標の8番、文化財を保護し活用する。9番、民俗芸能の伝承を支援するということでございます。目標を達成するための事業といたしましては、文化財保護活用事業、埋蔵文化財保護活用事業、民俗芸能の伝承支援事業を取り組んでいくということとしております。

主な事業内容といたしましては、文化財保護活用事業につきましては、国選択無形民俗文化財「倉沢人形歌舞伎」調査記録を進めていく他、新規に市指定有形文化財「岳妙泉寺庫裡」の保護を図るための屋根、床などの改修工事を令和9年度に施工するための実施設計を今年度行うこととしております。

また、埋蔵文化財保護活用事業につきましては、今年度に調査完了となる見込みである花巻城の内容確認調査を実施する他、発掘成果や遺跡の価値を地域内外に伝えるということで、各種講座・講演会を開催する予定でございます。

次に民俗芸能伝承支援事業につきましては、郷土芸能鑑賞会の開催をする他、民俗芸能団体や児童生徒への民俗芸能普及の支援を行い、民俗芸能の継承・振興に引き続き取り組んでいくということをしております。資料No.5-2の説明は以上となります。

最後に資料No.6、文化財指定の対象として調査研究を要する案件一覧と、資料No.7-1、7-2の花巻市内文化財関係の資料一覧表につきましては、参考資料として添付させていただいているものでございますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。以上で説明を終了いたします。

(大原会長)

この件に関して、何かお尋ね等ございましたらお願いいたします。ご意見ございませんか。

それでは、質疑がないものとして終了させていただきます。

以上をもって、本日の議題を終了させていただきます。事務局にお返しいたします。

(4) その他

(佐藤課長)

大原会長、大変ありがとうございました。

では、次第4その他になりますけれども、委員の皆様から何かございますか。

事務局から一点お知らせをしたいと思います。教育長の挨拶にもありましたが、早池峰神楽が、国の重要無形民俗文化財に指定され、今年が50年という記念の年に当たりますことから、早池峰神楽国指定50年記念事業を行うことについて、先週の金曜日に実行委員会が開催されました。その実行委員会の中で決定した事業計画になります。

今年の10月31日、11月1日の土日2日間で、大迫体育館を会場といたしまして「全国神楽まつりハヤチネ2026」を開催するということとなりました。全国から16団体を招聘いたしまして、18演目が公演されることになります。皆様もぜひお越しいただければと考えております。事務局からは以上でございます。

(5) 閉会

(佐藤課長)

それでは以上をもちまして、令和8年度第1回花巻市文化財保護審議会を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。